

平成20年2月14日  
総合政策局建設業課

## 建設リサイクル法の点検について

### 1. 概要

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）は、資源の有効利用確保と廃棄物の適正処理を図るため、特定の建設資材について分別解体等及び再資源化等を促進するための措置並びに解体工事業者の登録制度等を規定したもの。（環境省との共管法。平成12年5月31日制定、平成14年5月30日完全施行。）
- ・ 本法附則第4条において、「施行後5年経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」こととなっている。
- ・ 平成19年11月から、社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会と中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会による合同会合を開催し検討を行っており、検討の結果必要があれば、所要の措置について検討する予定。

### 2. 検討状況

#### 第1回合同会合（平成19年11月 6日）

- ・ 建設リサイクル法の概要と施行状況について
  - ①建設リサイクル法の概要
  - ②建設リサイクル法の施行状況
  - ③建設廃棄物の状況

#### 第2回合同会合（平成20年 1月 9日）

- ・ 建設リサイクル制度に係る論点について
  - ①建設リサイクルの促進について
  - ②建設廃棄物適正処理の徹底について
  - ③横断的取り組みについて

#### 第3回合同会合（平成20年 2月 5日）

- ・ 建設リサイクル制度に係る論点と今後の方向性について
  - ①建設リサイクルの促進について
  - ②建設廃棄物適正処理の徹底について
  - ③横断的取り組みについて

#### 第4回合同会合（平成20年 3月19日開催予定）

- ・ 今後の方向性と中間的整理（案）について

#### 第5回以降（※議論の状況に応じて開催回数を設定）

- ・ 中間とりまとめ（案）について